

議 事 録

令和5年8月7日

山 鹿 市 農 業 委 員 会

令和5年第8回山鹿市農業委員会総会議事録

令和5年8月7日(月) 13時17分から14時12分 山鹿市役所 3階 301会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 多久 正光	2番 守川 千穂	3番 森 喜代輝	4番 長曾我部 徹
5番 徳丸 誠次郎	6番 稲葉 和弘	7番 廣田 幸徳	8番 米岡 一利
9番 光永 太	10番 志方 精之	11番 廣松 久喜	12番 田中 春雄
13番 隈部 誠一	14番 坂本 照子		

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

14番 坂本 照子(遅刻のため、議案第53号まで欠席)

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

事務局長：一法師 進 局長補佐兼農地調整係長：廣田 浩之

農政係長：富田 和貴 農政係専門員：芳川 由紀 農地調整係主任主事：北原 薫

山鹿市農林部農業振興課 担い手支援係長：山口 儀一郎

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

5. 議題

- 議案第50号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について
- 議案第51号 農地法第3条の規定による許可の取消
- 議案第52号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請
- 議案第53号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請
- 議案第54号 農用地利用集積等促進計画案について
- 議案第55号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転(中間管理機構)
- 議案第56号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転
- 議案第57号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断
- 報告第12号 農地法第3条の3の規定による届出

1 開 会

○事務局長(一法師進君)

ご起立願います。「礼」ご着席ください。

○事務局長（一法師進君）

本日の総会には、14番坂本会長から遅刻の届けが出ており、委員14人中13人の出席となりますが、在任委員の過半数に達しておりますので、総会が成立しますことをご報告申し上げます。

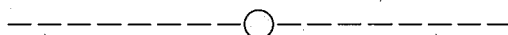
それでは、副会長にご挨拶いただき、引き続き議事の進行をお願いします。

2 挨拶

○副会長（隈部誠一君）

（挨拶）

ただ今から、令和5年第8回総会を開会致します。



3 議事録署名委員の指名

○議長（隈部誠一君）

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、議長において、3番 森委員、4番 長曾我部委員を指名いたします。

4 議事

○議長（隈部誠一君）

次に、日程第2の議案審議にはいります。

議案第50号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」を議題とします。

本件は、所管する市農業振興課から説明を受け、質疑をとりたいと思いますのでよろしくお願いします。

○市農業振興課（山口儀一郎君）

議案書の1ページをお願いします。

議案第50号、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更」についてでございます。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について、下記のとおり変更したいので、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条に基づき、委員会の意見を求めるものでございます。

本構想につきましては、農業経営基盤強化促進法第6条の規定に基づき、効率的かつ安定的な農業経営の目標の達成に向けた農業経営の指標や新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標などについて、県の基本方針に基づき、市町村が定めることとされているものでございます。

変更の理由としましては、令和5年4月1日に施行されました、農業経営基盤強化促進法等の一部改正に伴いまして、「施行日から6月以内に市の基本構想を変更すること」と定められているためでございます。

主な変更内容につきましては、議案書に記載しております、改正後の列の下線部分でございます。上から4段目の「第3、第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確

保及び育成に関する事項」の新設。その下の、「第4、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」の一部変更、それと裏面になりますが、「第5、農業経営基盤強化促進事業に関する事項」の一部変更の3点でございます。

具体的な内容としましては、先日、お配りしております、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)の9ページをご覧いただきたいと思っております。

まず1点目、「第3、第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項」ということで、今回の基盤法の一部改正の中で、農業を担う者の確保・育成に関する方針の策定や支援体制の整備について追加されておりますので、市の基本構想の方にも、農業を担う者の確保及び育成の基本的な考え方や市が主体的に行う就農等促進のための取組などを追加しております。本市におきましては、就農希望者の相談受付から営農定着まで一貫したサポート体制を確立するため、担い手協議会の中で、毎月第三水曜日に開催しております就農相談日の設置や就農後の圃場の巡回・指導などに取組んでいるところでございます。

続きまして、資料の10ページの「第4、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」の一部変更ということ、11ページの赤字の部分の「3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」について、関係機関と連携して、担い手への集積・集約化に取り組むことなどについて、追加しております。委員会でモデル事業として取り組まれている、川南地区の集約化などになるかと思っております。

それと3点目として、資料の12ページの赤字の部分になりますが、皆様ご存じのとおり、人・農地プランの法定化による、目標地図を含む地域計画策定についての、基本的な進め方などについて記載しているところでございます。

説明については以上でございます。

○議長(隈部誠一君)

担当者からの説明が終わりました。これより質疑・意見がありましたら挙手願います。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長(隈部誠一君)

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第50号は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

○議長(隈部誠一君)

全員賛成でございますので、議案第50号は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第51号「農地法第3条の規定による許可の取消」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局(北原薫君)

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第 51 号、「農地法第 3 条の規定による許可の取消」です。

本案件は、令和 5 年 7 月 5 日に所有権移転の許可がなされましたが、譲受人及びその家族の体調の悪化により営農が困難となったため、申し出があり、許可を取消すものです。

以上です。

○議長（隈部誠一君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（隈部誠一君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 51 号は、原案のとおり許可を取り消すことに賛成の方は挙手願います。

（全員賛成）

○議長（隈部誠一君）

全員賛成でございますので、議案第 51 号は、原案のとおり許可を取り消すことに決定しました。

次に、議案第 52 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案書の 4 ページをお願いいたします。

議案第 52 号、「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請」です。

提案番号 113 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、親子間の贈与によるものです。

調査書は 1 ページ記載のとおりです。議案書 5 ページをお願いします。

提案番号 114 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与による新規取得です。

調査書は 2 ページ記載のとおりです。議案書 6 ページをお願いします。

提案番号 115 番、申請地及び申請人は記載の通りです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書は 3 ページ記載のとおりです。議案書 7 ページをお願いします。

提案番号 116 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、隣接地取得によるものです。

調査書は 4 ページ記載のとおりです。議案書 8 ページをお願いします。

提案番号 117 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、贈与によるものです。
調査書は 5 ページ記載のとおりです。議案書 9 ページをお願いします。

提案番号 118 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、贈与によるものです。
調査書は 6 ページ記載のとおりです。議案書 10 ページをお願いします。

提案番号 119 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、贈与によるものです。
調査書は 7 ページ記載のとおりです。議案書 11 ページをお願いします。

提案番号 120 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。
調査書は 8 ページ記載のとおりです。議案書 12 ページをお願いします。

提案番号 121 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、贈与によるものです。
調査書は 9 ページ記載のとおりです。議案書 13 ページをお願いします。

提案番号 122 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受人がそれぞれ半分ずつ持ち分を所有します。
譲受理由は、贈与によるものです。
調査書は 10 ページ及び 11 ページ記載の通りです。議案書 14 ページをお願いします。

提案番号 123 番申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。
調査書は 12 ページ記載のとおりです。議案書 15 ページをお願いします。

提案番号 124 番申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人の耕作地周辺であることから耕作便利によるものです。
調査書は 13 ページ記載のとおりです。議案書 16 ページをお願いします。

提案番号 125 申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、規模拡大によるものです。
調査書は 14 ページ記載のとおりです。

以上 13 件です。

○議長（隈部誠一君）

事務局の説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調

査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号 113 番から 116 番について「北部地区担当委員」

6 番（稲葉和弘君）

提案番号 113 番から 116 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（隈部誠一君）

提案番号 117 番について「南部地区担当委員」

3 番（森喜代輝君）

提案番号 117 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（隈部誠一君）

提案番号 118 番から 125 番について「東部地区担当委員」

1 番（多久正光君）

提案番号 118 番から 125 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（隈部誠一君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（隈部誠一君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 52 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員賛成）

○議長（隈部誠一君）

全員賛成でございますので、議案第 52 号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 53 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案書の 17 ページをお願いします。

議案第 53 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号 33 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の田、畑 8 筆、計 2051.11 m²を取得し、隣接する山林 2,389 m²と

合わせた 4440.11 m²を運送会社事務所及び駐車場とする案件です。

次に、別紙2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。1 ページに現地の状況写真、2 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。16 ページに立地基準を、17 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 19 ページをお願いします。

提案番号 34 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の田、畑 3 筆計 2,335 m²を取得し、建築資材置場及び駐車場として転用する案件です。なお、申請地はすでに資材置場等として利用されており、その経緯について始末書の提出があるため追認での許可となります。

次に、別紙2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。3 ページに現地の状況写真、4 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。

18 ページに立地基準を、19 ページに一般基準を記載しています。本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 20 ページをお願いします。

提案番号 35 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑 2 筆計 675 m²に使用貸借権を設定し、既存の宅地を拡張して住宅を増築する案件です。なお、すでに宅地として利用されており、その経緯について始末書の提出があるため追認での許可となります。

次に、別紙2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。5 ページに現地の状況写真、6 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。20 ページに立地基準を、21 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 21 ページをお願いします。

提案番号 36 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は法人で、申請地の田 833 m²を取得し、4 区画の建売住宅に転用する案件です。

次に、別紙2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。7 ページに現地の状況写真、8 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。22 ページに立地基準を、23 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 22 ページをお願いします。

提案番号 37 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑 75 m²を取得し、自宅への進入道路に転用する案件です。なお、申請地は平成元年ごろから公衆用道路として利用されており、その経緯について始末書の

提出があるため追認での許可となります。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図をお願いします。9ページに現地の状況写真、10ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。24ページに立地基準を、25ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の23ページをお願いします。

提案番号38番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑8.67㎡の持ち分の半分を取得し、自宅への進入道路の一部として転用する案件です。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図をお願いします。11ページに現地の状況写真、12ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。26ページに立地基準を、27ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の24ページをお願いします。

提案番号39番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は法人で、申請地の畑等2筆計654㎡を取得し、駐車場に転用する案件です。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図をお願いします。13ページに現地の状況写真、14ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。28ページに立地基準を、29ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の25ページをお願いします。

提案番号40番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑416㎡を取得し、一般個人住宅に転用する案件です。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図をお願いします。15ページに現地の状況写真、16ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。30ページに立地基準を、31ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の26ページをお願いします。

提案番号41番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は法人で、申請地の畑460㎡を取得し、従業委員用駐車場に転用する案件です。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図をお願いします。17ページに現地の状況写真、18ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。

32ページに立地基準を、33ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、9件です。

○議長（隈部誠一君）

事務局からの説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号 33 番から 35 番までについて「北部地区担当委員」

4 番（長曾我部徹君）

提案番号 33 番から 35 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりであり、問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（隈部誠一君）

提案番号 36 番から 39 番までについて「南部地区担当委員」

9 番（光永太君）

提案番号 36 番から 39 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりであり、問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（隈部誠一君）

提案番号 40 番から 41 番までについて「東部地区担当委員」

8 番（米岡一利君）

提案番号 40 番から 41 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりであり、問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（隈部誠一君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

1 番（多久正光君）

提案番号 37 番、38 番について、北側 1233 の畑を分筆して道路を設置するものと思われるが、現地写真を見ると 1233-3 番の土地が砂利敷きになっている。地目は畑となっているが、すでに畑ではなくなっているのではないか？

○議長（隈部誠一君）

ただいまの質問について事務局の説明を求めます。

○事務局（北原薫君）

地権者に確認したところ、1233-3 番については駐車場として使用しているとのことで、違反用の状態になっているため、転用許可申請を行うよう指導しています。来月以降申請が提出される見込みです。

○議長（隈部誠一君）

多久委員、いかがですか。

1 番（多久正光君）

この土地はもともと分筆してあったのか。

○事務局（北原薫君）

今回の申請にあたり分筆されたものです。

1 番（多久正光君）

1233-5 番が共有名義となっているのはどういうことか。

○議長（隈部誠一君）

1233-4 番を譲受人が取得・転用され、1233-5 番を 1233-3 番の所有者でもある譲渡人と譲受人で共有されるということで間違いないか。

○事務局（北原薫君）

お見込みの通りです。

○議長（隈部誠一君）

多久委員、いかがですか。

1 番（多久正光君）

わかりました。

○議長（隈部誠一君）

ほかにありますか。

○議長（隈部誠一君）

提案番号 39 番について、譲渡人が KDDI 株式会社で地目は畑となっているが、農地取得はどのようになされたのか。

○事務局（北原薫君）

KDDI 株式会社がこの土地を取得したのが平成 13 年であり、当初は携帯電話の基地局を建設する予定で取得したものです。しかし、近隣住民の反対にあい当初の計画がとん挫し、地目変更に至っていないものです。

○議長（隈部誠一君）

ほかにありますか。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（隈部誠一君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 53 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（隈部誠一君）

全員賛成でございますので、議案第 53 号は、原案のとおり許可することに決定しました。

（14 番 坂本会長入室）

○議長（隈部誠一君）

次からは坂本会長が来られましたので議長を戻します。

○議長（坂本照子君）

引き続き議案を進めさせていただきます。議案第 54 号「農用地利用集積等促進計画案」を議題とします。それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（芳川由紀君）

議案書 27 ページをご覧ください。

議案第 54 号、農地中間管理事業の推進による農用地利用集積等促進計画案です。

これまでは、農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が定める農用地利用集積計画により利用権の設定を行ってききましたが、農業経営基盤強化促進法の改正により、本年 4 月 1 日からは農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき中間管理機構が定める農用地利用集積等促進計画により利用権の設定を行う事となりました。

しかし、農業経営基盤強化促進法の改正については、地域計画が作成されるまでは旧法の適用が認められる経過措置が取られているため、現在も農用地利用集積等促進計画による利用権の設定を行っているところです。

ただし、今回の議案につきましては、所有者と中間管理機構との契約を既に農用地利用集積計画に基づき承認を受けており、その残期間における耕作者を農地の集約を目的として変更する事案であることから、農用地利用集積等促進計画に基づき意見を求めるものです。

今回の利用権設定は、新規設定が 17 件でその面積は、18,720 m²でございます。

提案番号 1 番から 15 番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容については、1 番から 8 番は水稻・大豆・麦、9 番から 13 番は水稻・麦・大豆、14 番は水稻、15 番は水稻・WCS を作付け予定でございます。

なお、只今説明しました申請に係る調査書については、別紙調査書 34 ページから 37 ページのとおりです。

また、本日提案しております提案番号 1 番から 15 番までの議案につきましては、農業経営基盤強化促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

1 番（多久正光君）

貸借期間を見ると2年5か月とか、中途半端な期間設定がなされているが、この理由は何か。

○事務局（富田和貴君）

前の借人との間に10年間の利用権設定がなされており、今回はその残期間について利用権設定を行わなければならないものです。

13 番（隈部誠一君）

これは昨年度に行われた川南地区の農地集積・集約に係るものと思いますが、間違いはないですか？

○事務局（富田和貴君）

そうです。

○事務局長（一法師進君）

当初契約の時に所有者と公社、当初の借人で契約を行っているが、当初の借人が変わって集積のやり直しすることになったため、今回は残期間について新たに契約を行うこととなります。

令和7年4月から、相対での貸し借りの制度がなくなり、中間管理事業による貸し借りのみになります。議案の名称も「農用地利用集積等促進計画」に変わることになります。

今回は集積・集約化を図るため途中で借人を変更したため、制度を先取りしたような形で今回の議題の「農用地利用集積等促進計画案」として提案しています。

2 番（守川千穂君）

今後は中間管理機構を必ず通さないといけなくなるのか。

○事務局長（一法師進君）

令和7年4月からは中間管理機構を必ず通さないといけなくなります。これ以降は相対、今のピンク色の紙での手続きはできなくなります。令和5年4月から令和7年3月まではその移行期間であり、これから2年弱の期間は中間管理事業で2つ、相対、の3つの制度が混在している状態です。

○議長（坂本照子君）

ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 54 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 54 号は、原案のとおり決定いたしました。

議案第 55 号「農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理事業）」を議題とします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局（芳川由紀君）

議案書 30 ページをご覧ください。

議案第 55 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画です。

今回の利用権設定は、新規設定が 46 件でその面積は、76,800 m²でございます。

提案番号 193 番から 36 ページ 222 番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容については、193 番から 199 番は水稻・大豆・麦、200 番と 201 番は 水稻・WCS、202 番は水稻・麦・WCS、203 番と 204 番は水稻・麦・大豆、205 番はスイカ、206 番から 208 番は水稻、209 番から 216 番は水稻・麦・大豆、217 番と 218 番はアスパラガス・栗、219 番はナス、220 番から 222 番は大豆・麦を作付け予定でございます。

なお、只今説明しました申請に係る調査書については、別紙調査書 38 ページから 47 ページに記載のとおりです。

また、本日提案しております提案番号 193 番から 222 番までの議案につきましては、農業経営基盤強促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 55 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 55 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 56 号「農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転」を議題とします。

それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（芳川由紀君）

議案書 37 ページをご覧ください。

議案第 56 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転でございます。

今回の利用権設定は、新規設定が 7 件、再設定が 5 件でその面積は、20,634 m²でございます。

提案番号 145 番から 38 ページ 149 番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容については、145 番と 146 番はナス・スナップエンドウ、147 番から 149 番は水稻を作付け予定でございます。

なお、只今説明しました申請に係る調査書については、別紙調査書 48 ページから 51 ページに記載のとおりです。

また、本日提案しております提案番号 145 番から 149 番までの議案につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 56 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 56 号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第 57 号「農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断」を議題とします。それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（廣田浩之君）

議案書の 39 ページをお願いします。

議案第 57 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断でございます。

提案番号 32 番～33 番の土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。

農地の状況につきましては、「別紙 2 現地写真」の 19 ページ～20 ページに掲載のとおり

となっております。

提案番号 32 番は 19 ページ掲載、提案番号 33 番は 20 ページに掲載のとおりでございます。なお、20 ページの写真で地番表示のため数字を入れていますが、数字が誤っております。正しくは 958 番 2 です。訂正をお願いします。失礼しました。

いずれの案件も、周囲を山林に囲まれた農地や雑木等が繁茂した農地などであり、農業上の利用の増進が見込まれない農地であるため、再生困難と判断しております。以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 57 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 57 号は、原案のとおり決定いたしました。

-----○-----

5 報 告

○議長（坂本照子君）

次に、報告事項に入ります。

報告第 12 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出」について事務局から説明をお願いします。

○事務局（廣田浩之君）

議案書の 40 ページをお開き下さい。

報告第 12 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出について報告いたします。

令和 5 年 6 月に届出がありました件数は 10 件、筆数の合計は 61 筆、面積の合計は 62,181 m²です。詳細につきましては、41 ページに記載のとおりでございます。以上でございます。

○議長（坂本照子君）

事務局の説明が終わりました。質問等ある方は挙手願います。

（「質問なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。質問等ないようですので、報告第12号は終わります。
以上で、本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。
これをもちまして「令和5年第8回総会」を閉会いたします。

6 閉 会

○副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。これをもちまして閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するためここに山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市農業委員会会長

坂本照子

3番 農業委員

森喜太郎

4番 農業委員

長曾我部 徹